会員約款

第１条（総則）
本約款は、株式会社ジェイアール東日本ビルディング（以下「ＪＥＢＬ」という。）が、貸菜園「ソラドファーム恵比寿」（以下「本施設」という。）において会員に提供するサービスについて、必要事項を定めるものです。

第２条（目的）
ＪＥＢＬおよび第４条で規定する再委託先（以下あわせて「ＪＥＢＬ等」という。）は、以下の２つを目的として、サービスを行います。
① 野菜等の栽培から管理、収穫までトータルで体験する本施設を通じて、都会に暮らす人々に、開放的な空間で土や植物に接し育てる喜びや会員同士のコミュニケーションの場を提供すること
② 貸し菜園を、健全・安全に維持・発展させること

第３条（施設情報）
本施設の施設情報を巻末の資料１に示します。
2. 会員は、本施設において提供するサービス（以下「本サービス」という。）の一環として、野菜等を栽培するための施設である菜園区画および付帯施設を利用することができます。
3. 会員は、前項に定める利用については、あらかじめＪＥＢＬ等より指定された区画（以下「会員区画」という。）のみを利用することができます。
4. 会員は、利用期間が満了し、引き続き翌利用期間において本サービスの利用を希望する場合は、翌利用期間の会員募集要項に従いあらためて入会申込み手続きを行うものとします。

第４条（運営）
本施設の運営は東日本旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ東日本」という。）が行い、ＪＥＢＬへ業務委託をおこなうものとします。ただし、必要に応じＪＥＢＬは本施設の運営に関する業務の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託することができるものとします。

第５条（会員）
入会しようとする者は本約款に同意後、ＪＥＢＬ等が規定する手続きにより会員登録の申請を行い、ＪＥＢＬ等による承認を受けた後、会費、オプションサービス料金等の所要の費用（以下「会費等」という）を支払うものとします。
2. 会員とは、ＪＥＢＬ等が前項に定める会員登録の申請を承認した者で、会費等の支払を行い、会員登録が完了した者をさします。
3. 会員は、本約款に定める会員としての資格を第三者に譲渡してはならないものとします。

4. 本施設の利用は会員本人のみに限ります。
（1）個人ファームの場合：会員の同伴者が利用する場合には、ＪＥＢＬ等が定める手続きにより最大 6 名まで利用が可能となります。
（2）法人ファームの場合：1 法人につき記名登録者 5 名の会員、記名登録者を含む、最大 15 名までのご来園が可能となります。
5. ＪＥＢＬ等は、会員より受領した会員登録の申請書類等については、理由の如何にかかわらず、会員に対し返却する義務を負わないものとします。
6. 会員の種別は以下の通りとし、本施設で受けられるサービスは、第 7 条に定めるものとします。
（1）3 ㎡区画（個人ファーム）
（2）5 ㎡区画（個人ファーム）
（3）6 ㎡区画（法人ファーム）
但し、(3) の 6 ㎡区画については個人ファームとして使用する場合もあります。

第 6 条（会費等の支払い方法等）
会費等は、ＪＥＢＬ等が定めた支払方法で、期日までに支払うものとします。支払方法は以下の方法とします。
① 現金一括振り込み
② クレジットカード決済（一括払い）
③ Pay-easy 決済（一括払い）
2. ＪＥＢＬ等は、第 18 条による場合を除き、会員が本施設を利用しなかった等その他理由の如何にかかわらず、一度受領した会費等を会員に返却しないものとします。
3. 途中解約の場合は、15 日前までにお申し出ください。 ただし、ＪＥＢＬ等は、会費等を会員に返却しないものとします。

第 7 条（提供するサービスの内容と提供）
会員が受けられる本サービスは下記の通り基本方針に則したサービスを提供します。
＜基本方針＞
① オーガニック（有機）栽培を目指します。
環境に負荷を与えず、安全・安心な野菜づくりを行います。
資材は環境に配慮したものを使用します。
② 堆肥､活性液､肥料､病虫害忌避剤は出来る限り自然由来のものを使用します。
ソラドファームおよび併設するガーデンは、憩いの場の創出や、リフレッシュを目的とした空間とします。

サービスの内容と提供は、会員区画や付帯施設の利用、所定の種・苗の配布、肥料・病虫害忌避剤等の配布、菜園道具・支柱・麻紐・ネット等の補助資材の貸し出し、会員区画の土補充・散水補助作業とします。

第 8 条（本施設利用における注意事項）

会員は、本施設の利用にあたり、以下の各号に定める事項を予め承諾し、遵守するものとします。

（1） 本施設は線路上空建物屋上に立地し風が強いため、ビニールシートやゴミ等が飛散しないよう十分留意します。

（2） 作物についてはＪＥＢＬ等が準備したもののみを栽培し、土壌・肥料・病虫害忌避剤等についてもＪＥＢＬ等が準備したもののみを使用します。

（3） 会員区画等において以下の状況があった場合、ＪＥＢＬ等は会員の事前承諾なしに除去、復旧などを行う場合があります。

① 病害虫に侵された作物が長期間に渡り放置されている場合
② 野菜の抜き取り時期にもかかわらず、野菜が長期間に渡り放置されている場合
③ 野菜や植物のつる、葉等が区画外へはみ出し、放置されている場合
④ 台風や強風等の自然災害により、支柱等が倒れた場合
⑤ 台風や強風等の自然災害により、区画の外へ野菜等がはみ出してしまった場合
⑥ 飛散の可能性のあるものの設置が発見された場合
⑦ その他ＪＥＢＬ等が、除去等が必要と判断した場合

（4） ＪＥＢＬ等は、会員の承諾を得ることなく、会員区画等を点検、視察できるものとします。

（5） 本施設の利用に伴いＪＥＢＬ等より貸与を受けた物品（以下「貸与品」という。）については使用後の汚れ等を落とし、その都度、定められた位置に返却するものとします。

（6） 本施設においては、ＪＥＢＬ等が準備した道具、資材のみを使用します。ただし、軍手や長靴等の身に付ける携行品は使用可能とします。

（7） その他、本施設内に掲示している「ebisu green garden のご利用についてご案内」の内容を遵守するものとします。

第 9 条（本サービスの変更、追加、一時休止）

会員は本サービスについて、以下の各号に定める事項をあらかじめ承諾するものとします。

（1） ＪＥＢＬ等は、会員の承諾を受けることなく本サービス内容の変更、追加を行うことができるものとします。

（2） ＪＥＢＬ等は、以下のいずれかの項目に該当する場合、会員の承諾を受けることなく本サービスの一部もしくは全てを一時休止することができるものとします。

① 設備の保守や更新を、定期的または緊急に行う場合
② 天災もしくはその他不測の事態により、本サービスの提供が困難な場合

（3） 前各号によりＪＥＢＬ等が、本サービス内容の変更や追加、一時休止を行う場合は、本施設内の掲示板に変更点を掲載するものとします。

（4） ＪＥＢＬ等は本条に基づく本サービスの変更や追加、一時休止について一切責任を負わないものとし、これらに伴い会費等の返却は行わないものとします。

第 10 条（退会、会員資格の抹消）

会員は、ＪＥＢＬ等が規定する退会手続きにより、退会するものとします。

2. 会員が本約款のいずれかに違反した場合、ＪＥＢＬ等は事前に通知することなく会員資格を抹消することができるものとします。
3. 退会または会員資格が抹消された場合、会員は、本施設の利用および本サービスを受けるすべての資格を失うとともに、会員区画で栽培している植物等についても放棄されたものとします。ＪＥＢＬ等は、退会または会員資格の抹消により生じた如何なる損害に対しても一切の責任を負わないものとします。また、退会または会員資格の抹消に伴い会費等の返却は行わないものとします。

第 11 条（明け渡し）
利用期間の満了、退会、会員登録の抹消、本サービスの休止等により、本サービスの利用期間が終了した場合、会員は別途事務局が指定する期日までに植物や資材をすべて取り除き、更地状態にして会員区画を返還するものとします。
2. 前項にかかわらず、会員がＪＥＢＬ等の指定する期日までに会員区画を返還しない場合、ＪＥＢＬ等は会員が会員区画内に存在する植栽物等を放棄したものとみなし、任意にこれらを処分することができるものとします。ただし、処分にかかる費用については会員が負担するものとします。

第 12 条（禁止事項）
会員は節度をもって本施設を利用するものとし、以下に定める禁止行為を行ってはならないものとします。
① 会員区画の管理放棄（管理放棄とは原則 2 ヶ月以上の来園がない場合を指します）
② 本施設の近隣住民または他の会員への迷惑行為
③ 喧騒行為
④ 喫煙および飲酒
⑤ 指定した場所以外での飲食
⑥ ペットの同伴（ただし、盲導犬、介助犬、聴導犬などの補助犬についてはこの限りでない）
⑦ 宗教勧誘、政治勧誘など特定団体への勧誘行為
⑧ 張り紙、物品展示、販売など営利目的行為
⑨ 自動車、自動二輪車の不法駐車
⑩ 本施設の備品、貸与品等の無断持ち出し
⑪ 人権を著しく侵害する誹謗・中傷行為
⑫ 立ち入り禁止区域等への侵入
⑬ 本施設内への建築物、工作物の設置
⑭ 本施設内の共用通路等の占有行為
⑮ 本施設以外の場所で出たゴミの持込み、および指定場所以外へのゴミ捨て
⑯ 会員区画以外での植栽の伐採、剪定その他の行為
⑰ 有機堆肥作り
⑱ 犯罪行為もしくは犯罪に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
⑲ 公序良俗に反する行為

⑳ ＪＥＢＬ等に対して虚偽の申告、届出を行う行為
㉑ 本サービスの運営を妨害する行為、または本施設の信用を毀損する行為
㉒ その他ＪＥＢＬ等が不適切と判断する行為

第 13 条（免責事項）
（１） ＪＥＢＬ等は作物の生育等についてその一切の責任を負わないものとします。
（２） ＪＥＢＬ等は作業中の事故、利用者同士の紛議についてその一切の責任を負わないものとします。
（３） ＪＥＢＬ等は自然災害や作物に生じる病気や害虫、害獣に対してその一切の責任を負わないものとします。
（４） ＪＥＢＬ等は本サービスの利用により発生した会員の損害に対してその一切の責任を負わないものとします。

第 14 条（損傷）
会員は、自らの責に帰する事由により本施設、貸与品等を損傷させた場合、直ちにＪＥＢＬ等に申告し、その当該損傷箇所を修復させるために必要な費用を、ＪＥＢＬ等の指定する方法によりＪＥＢＬ等に支払うものとします。

第 15 条（本約款の変更）
ＪＥＢＬ等は、予告なく本約款を変更できるものとします。変更の内容または変更された本約款は、WEB、もしくは本施設内に掲載した時点から効力を発するものとします。

第 16 条（著作権等）
会員は、本施設または本サービスに関して発生する著作権等知的財産権を会員が無断で使用することはできないものとします。

第 17 条（守秘義務）
JR 東日本及びＪＥＢＬ等は、会員の個人情報について、会員への連絡ならびに今後の本施設に関する各種イベント・サービス等をはじめとする情報のご案内、本施設にかかわるマーケット動向に関する調査・アンケート等のみに使用するものとします。
2. 会員は、本施設の利用または本サービスを受けるにあたり知り得た、他の会員、ＪＥＢＬ等にかかる一切の秘密情報および個人情報を、他の会員を含む第三者に漏洩させてはならないものとします。

第 18 条（本サービスの期間内終了）
本施設の都合により、利用期間満了日前に本サービスの利用期間を終了する場合は、3 ヶ月以上前に会員に通知するものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、事前通知なしに、本サービスの利用期間を終了させることができるものとします。
（１） ＪＲ東日本が鉄道事業等を遂行するうえで、本施設が障害となる場合

（２） 天災地変による被害を受け、本サービスの提供が不能とＪＥＢＬ等が判断した場合
2. 前項第 1 号の場合、終了日から当初の利用期間満了日までの応分の会費等を会員に返還するものとし、その他いかなる返金及び補償も行わないものとします。

第 19 条（問合せ等）
会員は、本サービスに関する問合せは下記に対して行うものとする。
連絡先　　ソラドファーム事務局
受付時間　　10 時から 17 時 30 分（土日祝、夏季休業日、年末年始は除く）
電話番号　　03-6699-0833
E メール　　machinaka-saien@toho-leo.co.jp

付則　本約款は 2018 年 4 月 1 日から施行する。

以上

株式会社ジェイアール東日本ビルディング

資料１

施設情報

名称	ソラドファーム恵比寿
所在地	東京都渋谷区恵比寿南一丁目５番５号　ＪＲ恵比寿ビル アトレ恵比寿屋上
利用期間	毎年４月１日～翌年２月 28 日
料金	3 ㎡：100,440 円（税込）
	5 ㎡：126,360 円（税込）
	6 ㎡：150,120 円（税込）、〔法人〕291,600 円（税込）
支払方法	銀行振り込み、クレジットカード決済、ペイジー決済（一括払い）
区画	3 ㎡、5 ㎡、6 ㎡
利用時間	５月～8 月　10：00～19：00
	9 月～10 月・3 月～4 月　10:00～18:00
	11 月～2 月　10：00～17：00
	※天候、設備等の都合により予告なく利用時間内であっても閉園することがあるものとします。
休園日	毎月第３水曜日、アトレ恵比寿休館日、年末年始
	※天候､設備等の都合により予告なく休業することがあるものとします。
種苗代	会費に含まれます。
更新	継続契約可能